

5 商品の名称についての権利（商標権）

2. 商標権を侵害すると

前述のとおり、商標権者は、設定の登録から10年間の存続期間内において、商標登録出願に係る商標を使用する商品又は役務について、登録商標を使用する権利を専有します。

そこで、登録商標と同一の指定商品・指定役務に登録商標を使用する行為は商標権の侵害とされます。また、指定商品・指定役務に同一もしくは類似する商品・役務に登録商標に類似する商標を使用する行為または指定商品・指定役務に類似する商品・役務に登録商標を使用する行為も侵害とみなされます。

さらに、商標権の保護を実効性あるものとするべく、類似商標を付した指定商品の包装を譲渡のために所持する行為等、直接侵害の予備的な行為も侵害とみなされます。

商標権の侵害に対しては、民事上の救済及び刑事上の罰則があります（【表5.2】参照）。

【表5.2】 商標権侵害に対する民事上の救済と刑事上の罰則

民事上の救済	刑事上の罰則
<ul style="list-style-type: none">● 差止請求● 損害賠償請求● 不当利益返還請求● 信用回復等措置請求	<ul style="list-style-type: none">● 10年以下の懲役● 1,000万円以下の罰則